

『法華三部経』に見られる 使令兼語式構文の意味構造

椿 正 美

0. はじめに

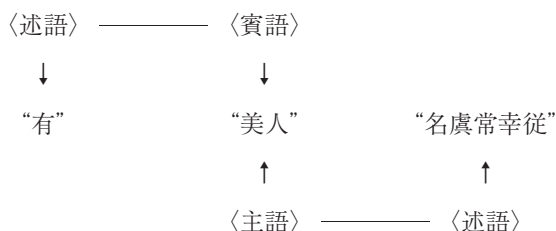
中国の六朝時代（222-589）と呼ばれる期間は、漢語発展史の上では口語の表現が使用され始めた重要な時期に当たり、当時の漢語の特徴が保存された古小説や漢訳仏典等は、その状況を知るための資料としての価値が極めて高いと認められる。特に大衆への宗教伝播を目的として作成された仏典の翻訳は、漢語の書面語が口語成分の影響を受け入れた大きな要因ともなり、そこで使用される様々な語法形式の研究調査は、当時の漢語の使用状況を理解する上で意義が非常に大きいと判断される¹⁾。本稿では、『法華三部経』を調査対象に選び、文中で使用された兼語式（pivotal construction）の意味構造について分析を進めることとした。

『法華三部経』とは、鳩摩羅什（344-413）の訳出による大乘仏教の經典『妙法蓮華経』全8巻28品（以後は略称『法華経』を使用）に対し、曇摩伽陀耶舎訳出『無量義経』全3品を開経、曇摩蜜多訳出『仏説観普賢菩薩行法経』（以後は略称『観普賢経』を使用）を結経として加えた呼称である。これは天台宗の開祖である智顛（538-597）が「『法華経』は3種の観点から考察すべきもの」として設定したものであり、本稿でもこの〈三経一体説〉を尊重して『法華三部経』を採用した²⁾。尚、三部経それぞれの成立時期は、『無量義経』481年、『法華経』406年、『観普賢経』441年とする。

『法華三部経』に見られる使令兼語式構文の意味構造（椿）

本稿で取り上げる兼語式とは、複述句の中に兼語が含まれた形式を指す。兼語とは、前述語の賓語（目的語）と後述語の主語という2種類の価値を兼ね備えた語彙である。文全体の語順は〈述語〉+〈賓語／主語〉+〈述語〉となり、中央部の〈賓語／主語〉が兼語に当たる。

例えば『史記』「項羽本紀」“有美人、名虞、常幸従（「美人有り、名は虞、常に幸せられて従ふ」）。”は、次のように図式化される。



この場合は、“有”に対する賓語であり且つ“名虞常幸従”に対する主語でもある“美人”が兼語となる。図式中、“有”のような前述語の動詞は兼語動詞と呼ばれ、黎綿熙1992:25は、その機能として使役や勧告等、呼称や認定等、更に希望や敬服等の表示を挙げている。特に具体的な行為を他者に強いることを表現する場合には、使役を示す兼語動詞が用いられ、その中で“令”“使”“遣”等は先秦時代には既に使用されていた可能性を王力1958:437が指摘している。

本稿では、『法華三部経』に見られる、動詞“令”“使”“教”“遣”により構成された使令兼語式の用例を対象とし、それぞれが用いられた構文の意味構造について探る。³⁾

1. 令

1. 1. 命令の表示からの転用

“令”は対象の前に置かれて使役を示し、「～に～させる」を構成する。『法華

『法華三部經』に見られる使令兼語式構文の意味構造（椿）

三部經』に於ける使用回数は、『無量義經』32回、『法華經』47回、『觀普賢經』7回となっている。

“令”の字形は、『説文解字』に“從人卬（「人卬に從ふ」）。”とあることから、礼冠の形状を表す“人”、人々の屈伏する様を表す“卬”から形成された会意と解釈される。白川1996：1635は、“令”は礼冠を付けて神意を聞くことを意味し、「神意に従うことから令善の意となり、また命令の意から官長の名、また使役の意となる」と述べている。

例えば、杜甫「北征」“遂令半秦民、殘害為異物（「遂に半秦の民をして、殘害して異物と為らしむ」）。”では、“半秦民”が対象に当たり、それ以後の部分が内容となる。文中の“令”には明らかに“半秦民”に対する命令の意味が含まれている。

『法華三部經』文中に見られる例文では、対象に当たる存在者は、不特定多数の場合もあれば、個人の場合もある。まず、対象が多人数となる例文を次に挙げる。

(1) T09-0384B⁴⁾

普令一切、發菩提萌。（『無量義經』「徳行品」）

普く一切をして、菩提の萌を發さ⁵⁾しむ。

(2) T09-0384C

隨病授藥、令衆藥服。（『無量義經』「徳行品」）

病に隨つて藥を授け、衆をして藥を服せしむ。

(3) T09-0054B

此經能令、一切衆生、離諸苦惱。（『法華經』「藥王菩薩本事品」）

此の經は能く一切衆生をして諸の苦惱を離れしめたもう。

(4) T09-0390B

令持經者、皆悉得見。（『觀普賢經』）

持經者をして皆悉く見ることを得しめん。

『法華三部経』に見られる使令兼語式構文の意味構造（椿）

(1) では“一切”、(2) では“衆”、(3) では“一切衆生”、(4) では“持経者”が使役の対象となり、それぞれ文中の兼語に当たる。この中で(1)(2)(3)の場合は「多勢」を意味し、対象の範囲は限りなく広い。それに対し、(4)の場合では対象に当たる語彙の範囲が限定されている。

“令”の字義については、『説文解字』に“令発号（「令は号を発するなり」）。”とある。この記述から、“令”は本来は他者に対する命令の意を含む語彙であったが、それが後に使役を示す兼語動詞として転用されたと考えられる。これについては、王力1962:132も“令”の意味を「命令を発すること」と記し、戸田1965:102も「誰かに命令して何かをさせることから使役になった」と述べている。

次に、書き手自身が対象になる例文を挙げる。

(5) T09-0016B

世尊令我等、出於三界、得涅槃証。（『法華経』「信解品」）

世尊、我等をして三界を出で、涅槃の証を得せしめたまえり。

(6) T09-0391C

願以洗除、令我清浄。（『観普賢経』）

願わくは以て、洗除して、我をして清浄ならわしめたまえ。

(5)では複数形“我等”、(6)では単数形“我”が使役の対象となり、それぞれ文中の兼語に当たる。(6)の場合は、書き手自身の“清浄”化を相手に求める内容が構成され、“願”が冒頭に置かれることから、文全体は願望の表示と捉えられる。

1. 2. 禁止の表現

古典漢語に見られる兼語動詞について、張之強1987:310は、使役、忠告、禁止、呼称等の意思を示す種、愛憎、願望、見聞、嘲笑等の意思を示す種に分類している。これによれば、“令”は使役の意思を示す種に属しているが、その前

『法華三部經』に見られる使令兼語式構文の意味構造（椿）

後に否定副詞を配することにより、行為の実行や状況の発生を禁止する表現の構成も可能となる。

まず、“不”が適用された例文を次に挙げる。

(7) T09-0038B

不令他疑悔、云汝不得仏。(『法華經』「安樂行品」)

他をして疑悔せしめて、汝は仏を得じと云わざれ。

(8) T09-0040B

不令世尊、生疲労耶。(『法華經』「從地涌出品」)

世尊をして、疲労を生さしめざる耶。

(7)では“他”、(8)では“世尊”が使役の対象となり、それぞれ文中の兼語に当たる。前述語である“令”には“不”が前置され、これにより(7)では“疑悔云汝不得仏”(8)では“生疲労”の実行が否定され、禁止の表現が構成されている。

(7)(8)の形式は〔否定副詞+前述語〕となるが、『法華經』文中には、〔前述語+否定副詞〕であり且つ〔否定副詞+後述語〕ともなる形式も存在する。例えば「陀羅尼品」“若有伺求、法師短者、令不得便(「若し法師の短を伺い求むる者ありとも、便を得ざらしめん」)。”では、否定副詞“不”は後述語“得”に前置され、兼語動詞“令”より後方に置かれている。

禁止の表現を構成する否定副詞では、“不”の他に“無”も使用されている。王力1954(上):239は、漢語の否定詞を分析性否定詞(analytic negative words)と総合性否定詞(synthetic negative words)に分類し、“不”“別”は分析性否定詞、“無”“非”“未”は総合性否定詞に属している。総合性否定詞とは、複数の概念が含まれた否定詞を指し、“無”の場合は“有”の概念と否定の概念が含まれた語彙とされている。

次に、“令”に否定副詞“無”が置かれた例文を挙げる。

(9) T09-0385B

『法華三部經』に見られる使令兼語式構文の意味構造（椿）

涅槃之後、普令一切、無復余疑。（『無量義經』「説法品」）

涅槃の後も、普く一切をして復余の疑無からしめん。

(10) T09-0008B

欲令一切衆、如我等無異。（『法華經』「方便品」）

一切の衆をして、我が如く等しくして異なることなからしめんと欲す。

(9) では“一切”、(10) では“一切衆”が使役の対象となり、それぞれ文中の兼語に当たる。(9) では“疑”の状態、(10) では“異”の状態が“無”により存在を否定され、それを対象に強制する表現は禁止の表示となる。

『法華經』文中では、前述語に当たる“令”に“無”が前置される形式も見られる。例えば「譬喩品」“宜時疾出、無令為火、之所燒害（「宜しく時に疾く出でて、火に燒害せられしむることなかるべし」）。”では、受身表現“為火之所燒害”の促進に対する拒否に“無令”が使用され、結果的に禁止の表現として成立している。

鈴木1975：119は、“無”による否定表現を「事実としての存在の否定」と位置付け、その性格は客観性を主とすると指摘している。これによれば、(9) “無復余疑” (10) “無異”の場合は、対象に中止を促す内容が行為や状態の否定という形式で構成され、しかも客観性の濃厚な表現形式が用いられた部分と捉えられる。

2. 使

2. 1. 多勢を対象とする表現

“使”は対象の前に置かれて使役を示し、「～に～させる」を構成する。『法華三部經』に於ける使用回数は、『無量義經』3回、『法華經』6回、『觀普賢經』1回となっている。

“使”の字形は、『説文解字』に“從人、吏声（「人に從ふ、吏の声」）。”とあ

『法華三部経』に見られる使令兼語式構文の意味構造（椿）

ることから、“人”を意符、“吏”を音符とする形声と解釈される⁶⁾。戸田1965：103は、“使”の原義が「つかふ」であり、「誰かをつかって何かをさせる意味で使役をあらわす」と述べている。

例えば『戦国策』「楚」“天帝使我長百獸（「天帝我をして百獸に長たらしむ」）。”では、“我”が兼語に当たり、それ以後の“長百獸”が内容となる。

『法華三部経』に見られる例文では、“使”の対象者は数量が様々であり、無制限である多勢の場合だけでなく、第一人称または第二人称で表示される場合もある。まず、対象者の数が無制限となる例文を次に挙げる。

(11) T09-0009A

綵画作仏像、百福莊嚴相、自作若使人。（『法華経』「方便品」）

綵画して仏像の百福莊嚴の相を作すこと、自らも作し若しは人をしてもせる。

(12) T09-0058A

以是方便、皆使發心、漸漸增益、入於仏道。（『法華経』「安樂行品」）

是の方便を以て皆發心せしめ、漸漸に增益して仏道に入らしめよ。

(11) では“人”が使役の対象となり、文中の兼語に当たる。この場合の“人”の意味には、特定されていない多くの存在者が含まれている。ここでは、他者への指導を意味する“使人”が構成され、直前の“自作”と対比されている。

(12) でも多くの他者を示す“皆”が対象となり、文中の兼語に当たる。この場合の“皆”は、“菩薩”に対して“難問”を有する者達を意味している⁷⁾。

黎綿熙1992:95は、漢語の動詞を外動詞、内動詞、同動詞、助動詞に分類し、“使”は“令”と共に外動詞に属している。外動詞とは、他の事物に影響を及ぼす動作を表現する類のものを指す。“使”は外動詞の中で人事的な交渉を示す部類に含まれ、それは賓語に対して補足語を付加させることが特徴となっている。

2. 2. 原因や理由を示す動詞句の揭示

次に、対象の表示に第一人称と第二人称が用いられた例文を挙げる。

(13) T09-0016C

若久住此、或見逼迫、強使我作。（『法華経』「信解品」）

若し久しく此に住せば、或は逼迫せられて強いて我をして作さしめ
ん。

(14) T09-0391C

故色使汝、経歴三界。（『観普賢経』）

故に色、汝をして三界を経歴せしむ。

(13) では第一人称“我”が使役の対象となり、文中の兼語に当たる。この場合は“作”が内容となる。“久住此”は“使我作”の発生する要因として揭示され、両者間には因果関係が成立している。(14) では第二人称“汝”が使役の対象となり、文中の兼語に当たる。この場合は“経歴三界”が内容となる。

小方2001：88は、兼語に当たる語彙は性質によって有情物と無情物に分けられると指摘し、“使”を兼語動詞とする構文の場合、初期段階では有情物兼語が大半を占めていたと記している。更に、(13)“久住此”のように行為や状態変化を起こさせた原因や理由を示す動詞句が“使”の前に揭示された構文の増加は、兼語が無情物となる構文が増加した要因になったと指摘し、その時期を「東周（前770- 前221）から後漢（25-220）にかけて」と定めている。これによれば、使役の前提条件となる部分が“使”以前の箇所に掲示される表現は、『法華三部経』が成立する時期には既に形式として確立していた可能性が認められる。

“使”の表示機能は、既に挙げた“令”のものと極めて似た傾向にある。『法華経』「普賢菩薩勸発品」に見られる“令得安穩、使無伺求、得其便者（「安穩あることを得さしめ、伺い求むるに其の便を得る者なからしめん」）。”“広令流布、使不断絶（「広く流布せしめて断絶せざらしめん」）。”の2例には、“令”“使”の連用が見られ、何れの場合でも“使”は“令”により構成された使役の

『法華三部經』に見られる使令兼語式構文の意味構造（椿）

内容に対する補足説明に用いられている。

3. 教

3. 1. 指導の表示

“教”は対象の前に置かれて使役を示し、「～に～させる」を構成する。『法華三部經』に於ける使用回数は、『無量義經』0回、『法華經』6回、『觀普賢經』2回となっている。

“教”の字形は、『説文解字』に“從支孝（「支孝に従ふ」）。”とあることから、鞭打つことを意味する意符“支”と音符“孝”から形成された形声と解釈される。但し、“孝”は習うことを意味する意符でもあるので、鞭打って習わせることを意味する会意文字とも解釈される。

例えば王昌齡「出塞」“不教胡馬度陰山（「胡馬をして陰山を度らしめず」）。”では、“胡馬”が兼語に当たり、それ以後の部分が内容となる。この場合は、否定副詞“不”が“教”に前置されて禁止の表現が構成されている。

『法華三部經』に見られる例文を次に挙げる。

(15) T09-0011B

我昔教汝、志願仏道。（『法華經』「常不輕菩薩品」）

我昔汝をして仏道を志願せしめき。

(16) T09-0390C

普賢菩薩、教其憶念、十方諸仏。（『觀普賢經』）

普賢菩薩其れをして十方の諸仏を憶念せしめん。

(17) T09-0391B

時諸菩薩、異口同音、教於行者、清淨六根。（『觀普賢經』）

時に諸の菩薩、異口同音に行者をして六根を清淨ならしめん。

(15) では“汝”、(16) では“其”、(17) では“行者”が使役の対象となり、文中の兼語に当たる。(15) の場合は“志願仏道”が内容となり、同じく“汝”

『法華三部經』に見られる使令兼語式構文の意味構造（椿）

を兼語とする（14）“経歴三界”よりは指導的な色彩が濃厚である。（16）では指示代名詞“其”が兼語に当たり、それ以前に記された部分が指示対象となる。（17）では“清浄六根”が内容となる。

張之強1987：313は、「上古時代に兼語動詞として使用されたものには後世に入り用法が発展したものもある」と指摘し、白居易「琵琶行」“曲罷曾教善才服（「曲罷みては曾て善才をして服せしめ」）。”に見られる“教”の用法が上古時代には存在しなかった可能性を挙げている。この結果から、（15）“志願”（16）“憶念”（17）“清浄”等の実行を相手に指導することの表示は、決して古い用法ではないと考えられる。

3. 2. 多数を対象とする表現

次に不特定多数の存在者を示す語彙が兼語に当たる例文を挙げる。

(18) T09-0052B

教無量菩薩、畢竟住一乘。（『法華經』「如来神力品」）

無量の菩薩をして、畢竟して一乘に住せしめん。

(19) T09-0054B

若人得聞、此法華經、若自書、若教人書。（『法華經』「藥王菩薩本事品」）

若し人此の法華經を聞くことを得て、若しは自らも書き、若しは人をしても書かしめん。

（18）では“無量菩薩”、（19）では“人”が使役の対象となり、それぞれ文中の兼語に当たる。（18）に揭示された使役の内容“畢竟住一乘”は、“無量菩薩”に強制した行為を表現した部分に当たる。（19）では、“書”を使役の内容として“若教人書”が構成されている。この“若教人書”は、自分自身の好意を描写した“若自書”と対比して揭示され、同様の表現は『法華經』「普賢菩薩勸發品」“一心自書、若使人書……（「一心に自ら書き、若しは人をしても書かしめ……」）。”にも見ることができる。

『法華三部經』に見られる使令兼語式構文の意味構造（椿）

“教”の字義について『説文解字』には“上所施下所効也（「上の施す所は下の効ふ所なり」）。”とあり、この記述から“教”は本来は教えや戒めを示す語彙であったことが分かる。戸田1965:103でも「人におしへて何かをさせる意となる」と記され、“教”に含まれる指導の意味が後に使役の表示に応用されたことが認められている。このことから（18）“畢竟住一乘”（19）“書”は、主体から発せられた指導の内容にも当たると判断される。

4. 遣

4. 1. 派遣の表示

“遣”は対象の前に置かれて派遣を表現し、「～を遣わして～させる」を構成する。『法華三部經』に於ける使用回数は、『無量義經』0回、『法華經』7回、『観普賢經』0回となっている。

“遣”の字形は、『説文解字』に“從辵、𠂔声（「辵に從ふ、𠂔の声」）。”とあることから、意符“辵”と音符“𠂔”から形成された形声と解釈される。字義については“遣縦也（「遣は縦なり」）。”とあり、この記述から“遣”は「縦（はな）つ行為」つまり派遣を意味する語彙と解釈される。

例えば『十八史略』「春秋戦国・趙」“遣從者懷璧、間行先歸、身待命於秦（「從者をして璧を懷いて、間行して先づ歸らしめ、身は命を秦に待つ」）。”では、從者に発せられた命令について記述されているが、その内容には明らかに移動も含まれている。この場合の移動は、発信者の位置を起点とするものなので、派遣と捉えることができる。

『法華經』に見られる例文を次に挙げる。

(20) T09-0016C

即遣傍人、急追將還。（『法華經』「信解品」）

即ち傍人を遣わして、急に追うて將いて還らしむ。

(21) T09-0043B

『法華三部經』に見られる使令兼語式構文の意味構造（椿）

遣使還告、汝父已死。（『法華經』「如来寿量品」）

使を遣わして還って告ぐ、汝が父已に死ぬと。

(20) では“傍人”、(21) では“使”が派遣の対象となり、それぞれ文中の兼語に当たる。(20) “急迫將還” (21) “還告”は、派遣に続き実行を命じられた行為の内容を表現している。

『説文解字』の文中、“遣”の字形について説明された部分の中で音符として使用された“𠂔”は、両手で肉を奉ずる様を描写した意符とも捉えられる。このことから、“遣”は本来は物を運ぶことを意味する会意文字とも解釈され、それが人を運ぶ意味、つまり人を派遣することの表現に転用されたとも考えられる。

4. 2. 二次的行為を内容とする使役の表示

“遣”により表示される内容には、単なる派遣だけでなく、それに続く行為の強制も含まれる。(20) “急迫將還” (21) “還告”は、派遣の目的として説明が補足された部分であるが、『法華三部經』に見られる“遣”の使用例では、派遣後の二次的行為も使役の部分に含まれるものもある。

次に、例文を挙げる。

(22) T09-0032B

若人在空閑、我遣天龍王、夜叉鬼神等、為作聽法衆。（『法華經』「法師品」）

若し人空閑にあらば、我天龍王夜叉鬼神等を遣わして、為に聽法の衆となさん。

(23) T09-0033B

皆遣侍者、問訊釈迦牟尼仏。（『法華經』「見宝塔品」）

皆侍者を遣わして、釈迦牟尼を問訊したもう。

(22) では“天龍王夜叉鬼神等”、(23) では“侍者”が派遣の対象となり、そ

『法華三部經』に見られる使令兼語式構文の意味構造（椿）

れぞれ文中の兼語に当たる。(22)“為作聽法衆”(23)“問訊釈迦牟尼仏”は、何れも派遣の完了を前提条件として強制される行為を描写し、“遣”が機能として発揮する使役の内容に当たる。

結論として、“遣”は使役を示す兼語動詞として認められ、それらの機能については、戸田1965:103も「誰かを派遣して何かをやらせる意味で使役となる」と述べている。

5. おわりに

牛島1967:230は、古典漢語の平叙文の形式を〈一般陳述〉〈主体化陳述〉〈特殊陳述〉に分類し、使役や受身を示す表現は〈特殊陳述〉に属している。更に、〈特殊陳述〉は〔類縁関係〕の表現と〔相関関係〕の表現に分かれ、前者には呼称や比較、後者に使役や受身が含まれる。この分類では、使役を示す表現の成立条件として、主体と客体の密接な関係が重視されたと捉えられるが、その関係は、使役を示す動詞の種類によって意味や程度が異なる。

本論で進めた『法華三部經』の使令兼語式構文の意味構造に対する分析では、まず兼語動詞“令”“使”“教”“遣”の使用条件や表示機能について再確認し、更に字形が示す意味についても整理した。その結果、各語彙には「命令」「指導」「派遣」等の意味が含まれることが判明した。その中で「命令」の意味を含む“令”は、使用回数が最多の合計86回に達し、頻度は“使”10回“教”8回“遣”7回よりも遥かに高い。これは、『法華三部經』全文中で相手に行為を強いる表現では、「指導」よりも「命令」を目的としたものが多いことを示し、その状況には戒めの表現に重点が置かれる経典独特の性格が表れている。

使役を示す表現の強弱は、書き手の意志を理解するための根拠ともなり、文意を正確に解釈するために必要な要素となる。それを明らかにしていくことを執筆の趣旨とし、本論では『法華三部經』の使令兼語式構文を調査対象とした。今後も六朝時代の漢語の特徴を保存する貴重な資料として漢訳仏典を取り上げ、

『法華三部經』に見られる使令兼語式構文の意味構造（椿）

そこに見られる様々な表現の意味や使用効果について更に深く分析していくことを課題としたい。

〈参考文献〉

- 安藤俊雄1968. 『天台学』 平楽寺書店。
牛島徳次1967. 『漢語文法論（古代編）』 大修館書店。
王力1954. 『中国語法理論』 中華書局。
王力1958. 『漢語史稿（中冊）』 科学出版社。
王力1962. 『古代漢語（第一冊）』 中華書局。
王力1963. 『古代漢語（第三冊）』 中華書局。
小方伴子2001. 「先秦・兩漢の“使”字句について」, 『中国語学』 第248号：79-92頁。
白川静1996. 『字通』 平凡社。
朱慶之1992. 「試論仏典翻譯対中古漢語詞匯發展的若干影響」, 『中国語文』 第229期：297-305頁。
鈴木直治1975. 「古代漢語における否定詞について」, 『金沢大学教養部論集 人文科学編』 第13巻：113-152頁。
高橋君平1977. 「漢語の使役表現」, 『中国語学』 第224号：31-41頁。
張之強1987. 「古代漢語“兼語式”的結構分析」, 『中国語文』 第199期：310-315頁。
戸田浩暁1965. 『法華經文法論』 山喜房仏書林。
黎綿熙1992. 『新着国語文法』 商務印書館。

〈注記〉

- 1) 朱慶之1992：302を参照。
- 2) 安藤1968：36を参照。
- 3) 形式の名称については、「使役」が漢語で“使令”と呼ばれることに基づき、「使令兼語式」を使用する。
- 4) 本論で引用された例文には『大正新脩大藏經』（全83巻，1925年7月発行，1988年2月普及版発行，大正新脩大藏經刊行会）文中での使用箇所を示す記号を付す。最初のTは「大正」、数字は巻数と頁数、最後のA～Cは段数を示す。
- 5) 各例文の直後には、参考のため『訓訳妙法蓮華經并開結』（井上四郎編輯，平楽寺書店，1957年1月発行）に書かれた書き下し文を付す。
- 6) 但し、藤堂1965：106は、“吏”は公事を司ることを意味する“史”からの派生義であると捉えている。

『法華三部経』に見られる使令兼語式構文の意味構造（椿）

- 7) 兼語式構文の形式は「前述語＋兼語＋後述語」となるので、(11)の後述語“作”、(12)の兼語“皆”は本来の位置に配されたとは言えないが、意味上はそれぞれの意味機能を確かに発揮していると判断されるので、(11)(12)は兼語式構文として扱うこととする。

〈キーワード〉

兼語、使役、命令、指導、派遣